○厚生労働省告示第三百五十六号

留 4 するオキサチアピプ \mathcal{O} す か 規 ソ 食 るピ んの 格 品 衛 基 果実全 生法 リミジフ す 準 **(**) か 昭 (昭和二 体、 和三 す 工 ン + り 口 1 一十二年 の量 んご、 IJ 兀 か ン 年 (果皮 · 厚 \mathcal{O} 0) 限 法 生 日 量 本 律 度に係る改正 \mathcal{O} を含む。 省 限度並 なし、 告示第三百七十号) 第二百三十三号)第十三条第 西洋 びに芽キ 規定は、 な メロ Ļ ヤベ ン 類 ŧ 果実 告 示 ツ、 ŧ, ∅) ŧ 部 \mathcal{O} 4 及 日 か び ŧ を から起算 次 ん、 メ (果皮及び 項 口 \mathcal{O} 0) 4 ン 表 か 類 規定に \mathcal{O} 果 L よう λ 種 実 て (外果皮を含む。) に 基づき、 __ 子を含む。) (果 改 年を経過 皮 正 す を含む。 る。 食品、 Ū た 日 及 た び だ 添 茶 か に し、 加 ら適 に 残 物 な 残 等 留 ク 0

令和二年十一月十六日

用

でする。

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	改正前
第1 食品	第1 食品
A 食品一般の成分規格	A 食品一般の成分規格
1~5 (略)	1~5 (路)
6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の	6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農
成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ	成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分
、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有	、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品
されるものであってはならない。この場合において、(2)の表	されるものであってはならない。この場合において、
の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げ	の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄
る部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の	る部位を検体として試験しなければならず、また、(1
第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3	第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表
欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品につ	欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食
いては、(3)から(4)までに規定する試験法によって試験した場	いては、(3)から14)までに規定する試験法によって試験
合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであっ	合に、その農薬等の成分である物質が検出されるもの
てはならない。	てはならない。

						l
こんにゃくいも その他のいも類	かんしょやまいも	さといも類	<u>大豆</u> (ギカ) (1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	とうもろこし	第2欄	
0.04ppm 0.04ppm	0.04ppm 0.04ppm	0.04ppm	0.01ppm	0.01ppm	第3欄	
			П	X		ı

かぶ類の葉 だいこん類の葉

10ppm 10ppm ロリン

オキサチアピプ

(器)

第1欄

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

いなるなない。 品に含有 .分に応じ 瀬した場 食品につ |表の第3 (1)の表の 、(2)の表 のがあり 欄に掲げ 農薬等の

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

							ロリン	オキサチアピプ	(略)	第1欄
<u>エンダイブ</u> <u>しゅんぎく</u>	その他のあぶらな科野菜	ブロッコリー	カリフラワー	芽キャベツ	キャベツ	はくない	クレソン	ばれいしょ		第2欄
<u>15ppm</u> 15ppm	2 ppm	2 ppm	2 ppm	2 ppm	2 ppm	2 ppm	15ppm	0.05ppm		第3欄

<u>たーマン</u> <u>なす</u> <u>その他のなす科野菜</u> <u>きゅうり</u> <u>かぼちゃ</u> しろうり すいか(果皮を含む。)	キャベツ サキャベツ サキャベツ サキャベツ サリフラロー ブロッコリー ブロッコリー フタス アスパイブ おけば カけば カウボベ ササボ サウド カウボ カウボ	クレソン はへみい
0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.2ppm 0.2ppm 0.2ppm	2 ppm 2 ppm 10ppm 10ppm 10ppm 10ppm 2 ppm 2 ppm 15ppm 15ppm 15ppm 0.04ppm 2 ppm 0.04ppm 2 ppm 0.04ppm 2 ppm 0.04ppm 2 ppm 0.04ppm	10ppm 10ppm
	たまれば、ここでについて、ここでについて、ここでについて、こうでについて、こうではなり、ではらから、世界、大口の他のからなり、世界、大口の他のうりを要素ができる。これが、これのもののでは、大口の他のからのものとし、大口の他のの思想、大口の他のの思想、大口の他のの思想、大口の他の思想、大口の他の思想、大口の他の思想、大口の他の思想、大口の他の思想、大口の他の思想、大口の他の思想、大口、大口、大口、大口、大口、大口、大口、大口、大口、大口、大口、大口、大口、	<u>レタス</u> その他のきく科野菜
	0. 04ppm 0. 04ppm 0. 04ppm 0. 04ppm 15ppm 0. 5ppm 0. 5ppm 0. 5ppm 0. 2ppm 0. 2ppm 0. 01ppm 0. 01ppm 0. 15ppm 0. 5ppm 15ppm 0. 7ppm 0. 5ppm 0. 7ppm 0. 5ppm	<u>15ppm</u> 15ppm

<u>0. 2ррт</u> <u>0. 2ррт</u> <u>15ррт</u> <u>1 ррт</u> <u>1 ррт</u> <u>15ррт</u> <u>0. 06ррт</u> <u>0. 06ррт</u> <u>0. 06ррт</u> <u>0. 06ррт</u> <u>0. 06ррт</u> <u>0. 06ррт</u> <u>0. 05ррт</u> <u>0. 5ррт</u> <u>0. 5ррт</u> <u>0. 5ррт</u> <u>0. 5ррт</u> <u>0. 01ррт</u> <u>0. 01ррт</u>

の家さんの食用部分 0.01ppm 0.01ppm (略) 対 0.6ppm (略) チモール 対 10ppm (略) 支 10ppm (解) 大モール (略) (新設) 大モール (略) (新設) 大田部分 0.03ppm (略) 大田部分 0.03ppm (略) (略) (所設) ナイカルバジン (略) (所設) ナイカルバジン (略) (所設) ナイカルバジン (略) (所設) ナイカルバジン (略) (所設) ビンクロピロン (施) (所設) ビンクロピロン (新設) ビンクロピロン (新設) (所設) (新設) (新設) (所設) (所設) (所設) (所設) (所設) (所設) (所設) (所設) (所設) (所	ントメ	ビシクロピロン	(器) サポール サルジピロシン (器) ナイカルバジン ナナフロシン	
(略) (略) (ののでは、 (ののでは、 (のののでは、 (のののでは、 (のののでは、 (ののののでは、 (ののののでは、 (のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		(略)	38の別 その他の家さんの卵 下の筋肉 下の筋肉 下の脂肪 下の食用部分 年の筋肉 年の脂肪 年の用臓 年の角臓 年の角膜 年の食用部分 年の食用部分	その他の家さんの食用部分
	0.6ppm 4 ppm 0.3ppm 0.02ppm 4 ppm 0.4ppm 0.4ppm 0.4ppm 0.4ppm 0.4ppm 0.02ppm	(器)	(略) ((略) ((略) ((略) ((西) ((西) ((西) ((西) (<u>0.01ppm</u>
	(数 (数	ビシクロピロン	(略) チャート (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	
(A		(略)	(((() () () () () () () () (

<u>物の肝臓</u>	物の筋肉 生の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動 物の脂肪 牛の肝臓 生の他の陸棲哺乳類に属する動	ばれいしょ レタス セロリ トマト ピーマン 20他のなす科野菜 きゅうり かぼちゃ メロン類果実(果皮を含む。) まくわうり(果皮を含む。) ほうれんそう オクラ ぶどう スの他の果実 その他の果実 その他の果実
0.03ppm 0.03ppm 0.03ppm	0.03ppm 0.03ppm 0.03ppm 0.03ppm	<u>4.0ррт</u> <u>1.5ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.5ррт</u> <u>0.5ррт</u> <u>0.5ррт</u> <u>0.5ррт</u> <u>0.5ррт</u> <u>0.5ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.5ррт</u> <u>0.5ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u> <u>0.6ррт</u>

ルコナゾール	メフェントリフ	メフェナセット	(略)																1	た。リッジフェン	(略)	
<u>大大</u> ライ表 ライ表 とうもろこし とがあるこし Aの他の製類 大回 次んどう	<u>小麦</u>	(略)			その他のスパイス	條 		もも(果皮及び種子を含む。)	西洋なし	日本なし	のとい	その他のかんきつ類果実	ライム	グレープフルーツ	キー ヤマン ぐ	てポン	なつみかんの果実全体	<u>- : ,</u>	ササンジ	けくさい		<u> </u>
4 ppm 4 ppm 0. 03ppm 4 ppm 4 ppm 0. 4ppm 0. 4ppm 0. 2ppm 0. 2ppm	0.3ppm	(略)			1 ppm	3 ppm	0.3ppm	0.3ppm	0.08ppm	0.08ppm	0.2ppm	0.3ppm	0.3ppm	0.3ppm	0.3ppm	0.3ppm	0.2ppm	0.3ppm	0.3ppm	0.1ppm		0.03ppm
	(新設)	メフェナセット	(略)																	///	(略)	
	(新設)	メフェナセット (略)		その他のスパイス	採		Qr. ;	西洋なし	日本なし	りんご	その他のかんきつ類果実	ライム	グレープフルーツ	キャンジ	ておい	なつみかんの果実全体	みかん	井キャベツ	1	ピリミジフェンしはくさい	(略)	

<u>ナを言む。)</u> <u>もも(果皮及び種子を含む。)</u> <u>ネクタリン</u> <u>あんず</u> <u>すもも</u>	その他の豆類 IXれいしよ さといも類 かんしょ やまいも でんさい その他のいも類 でんさい その他のうり科野菜 しょうが 未成熟べんどう 未成熟べんどう ネ成熟へんざん イエン タかん (外果皮を含む。) なつみかんの果実全体 レモン ケレープフルーツ ブイム その他のかんきつ類果実 りんご 日本なし 田本なし ロ洋なし マルメロ でわ (果痩を除き、果皮及び種	らっかせい
2 ppm 2 ppm 2 ppm 2 ppm 2 ppm	0. 2ppm 0. 04ppm 0. 04ppm 0. 04ppm 0. 04ppm 0. 04ppm 0. 6ppm 0. 2ppm 0. 2ppm 0. 5ppm 0. 5ppm 0. 5ppm 1 ppm 0. 5ppm 1 ppm 1 ppm 2 ppm 2 ppm 2 ppm	0.01ppm

<u>**の用版</u>	物の筋肉 <u>牛の脂肪</u> <u>豚の脂肪</u> <u>豚の脂肪</u> <u>その他の陸棲哺乳類に属する動</u>	うめ おうとう
0.3ppm 0.03ppm 0.3ppm 0.3ppm 0.3ppm	0.2ppm 0.02ppm 0.2ppm	2 ppm 4 ppm 2 ppm 2 ppm 2 ppm 2 ppm 1 ppm 1 ppm 1 ppm 0.06ppm 0.06ppm 0.06ppm 0.06ppm 0.06ppm 0.06ppm 0.06ppm 0.06ppm 0.06ppm 0.06ppm 0.06ppm

		(夕田)
	0.01ppm	その他の家きんの卵
	0.01ppm	鶏の卵
	0.01ppm	その他の家きんの食用部分
	0.01ppm	鶏の食用部分
	0.01ppm	その他の家きんの腎臓
	0.01ppm	鶏の腎臓
	0.01ppm	その他の家きんの肝臓
	0.01ppm	鶏の肝臓
	0.02ppm	その他の家きんの脂肪
	0.02ppm	鶏の脂肪
	0.01ppm	その他の家きんの筋肉
	0.01ppm	鶏の筋肉
	0.03ppm	玉
		物の食用部分
	0.3ppm	その他の陸棲哺乳類に属する動
	0.03ppm	豚の食用部分
	0.3ppm	生の食用部分
		物の腎臓
	0.3ppm	その他の陸棲哺乳類に属する動

(起

(2)~(14) (略)

6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(7)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであっ

(器)

(2)~(14) (略)

6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(7)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであっ

8~12 (略)	(2)~ (7) (略)	(略)						(削る)	(略)	第1欄
										第2欄
										第3欄
8~12 (略)	(2)~ (7) (略)	(略)						ナナフロシン	(略)	第1欄
	格)		<u> </u>	牛の食用部分	牛の腎臓	牛の肝臓	牛の脂肪	牛の筋肉		第2欄
			0.03ppm	0.03ppm	0.03ppm	0.03ppm	0.03ppm	0.03ppm		第3欄